

仙台市企業立地促進助成金制度の改正

別紙2

改正の背景

都市間競争が厳しさを増す中、本市の強みを生かせる産業の誘致強化や、本市内外の人材にとって魅力的な雇用の場を創出するため、企業立地促進助成金について手続きの簡素化やオフィス賃料に対する助成を手厚くするなどの改正を令和8年4月1日に行います。また、本市施策に関連する場合のインセンティブを拡充し、施策の推進を強化します。(せんだい都心再構築プロジェクトの施策を活用したビルへの入居や、本市が整備補助を行ったウェットラボ施設に入居する場合などの特別加算)

改正の内容

現行

固定資産税相当額3～5年間交付＋雇用加算(10～100万円/人)

【オフィス賃料に対する助成額】
年間賃借料×約10%／年

+

【新規雇用者に対する助成額】
新規雇用者1人あたり10～100万円
(事業所の業種・新規雇用者の雇用形態により変動)

新

オフィス賃料の3か月分～36か月分を1～4年間で交付(雇用加算なし)

(対象業種により異なります)

対象業種等

- ・製造業・特定物流業・研究開発施設・本社機能・本店・バックオフィス・BPO
- ・ソフトウェア業・デジタルコンテンツ業・データセンター

助成額等

本市の強みである研究開発分野の集積や魅力的な雇用の場を創出するため、以下の助成を行います

研究開発施設	最大3年分の賃料助成 (基本額6か月分+18か月分+12か月分)	助成上限額 4.8億円	地域加算 + 特別加算 の場合
本店 (正社員300人以上)	最大3年分の賃料助成 (基本額24か月分+6か月分+6か月分)	助成上限額 14.4億円	
IT・デジタル コンテンツ	最大2年分の賃料助成 (基本額12か月分+6か月分+6か月分)	助成上限額 1.8億円	



地域加算: 赤枠内(都市再生緊急整備地域)

- 研究開発施設+18か月分
- 本店(正社員300人以上)+6か月分
- IT・デジタルコンテンツ+6か月分

- 特別加算:
- (せんだい都心再構築プロジェクト施策活用ビル)
 - 研究開発施設+12か月分
 - 本店(正社員300人以上)+6か月分
 - IT・デジタルコンテンツ:+6か月分

サービスオフィスなどのスマートスタートにも対応!
進出企業の事業展開を全力でご支援します!

**GO! SENDAI
ON! JAPAN**

詳しくは「仙台市企業進出ガイド」で